

令和 7 年 10 月 29 日

第 29 回 総会議事録

長岡市農業委員会

第29回総会議事録

1 日 時 令和7年10月29日（水曜日） 午後2時00分

2 場 所 アオーレ長岡東棟4階 大会議室

3 議事日程及び本日の会議に付した事項

日程第 1 議事録署名委員の選任について

日程第 2 議案第35号 農地法第3条の許可申請について

議案第36号 農地法第4条の許可申請について

議案第37号 農地法第5条の許可申請について

議案第38号 農用地利用集積等促進計画案について

日程第 3 報告第9号 農地法の届出通知等について

4 出席委員 (21名) 別紙のとおり

5 欠席委員 (3名) 別紙のとおり

6 職務のため出席した事務局職員

事務局長 五十嵐 幸子、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、

振興農政係長 中村 久夫、主査 吉川 あさ子、主事 吉澤 あゆみ

開 会（午後1時54分）

五十嵐事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第4条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長 (あいさつ)

これより第29回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

五十嵐事務局長 欠席届が議席番号5番、若井泰志委員、14番、駒野亜由美委員、16番、千野俊輔委員から提出されております。出席委員は24名中21名であり、長岡市農業委員会会議規則第6条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番

号12番、渡邊義浩委員、13番、本田栄一委員を指名いたします。

日程第 2 議案第35号 農地法第3条の許可申請について

議長 日程第2、議案第35号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

本議案の13番は馬場義昭委員の関係する案件であり、議事参与できませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は16件でございます。

1から14番は売買による所有権移転、15、16番は贈与による所有権移転であります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第35号 農地法第3条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第36号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第36号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域3件、寺泊地域1件、栃尾地域1件の計5件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、地域事務所において10月22日までに現地確認を実施しております。

1番、芹川町の畠について、農家住宅及び農作業所建築敷地として利用するものです。議案資料25ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、寺泊野積の田について、農業用倉庫建築敷地として利用するものです。議案資料26ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。なお、この案件は後ほど説明する農地法第5条許可申請の2番とも関連しております。

3番、高野町の畠について、庭及び物置建築敷地として利用するものです。議案資料27ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

4番、上塩の畠について、農家住宅建築敷地として利用するものです。工期は、令和7年11月15日から令和8年6月30日までの計画です。議案資料28ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が農家住宅建築敷地であり、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

5番、宮本東方町の畠について、通路及び庭敷地として利用するものです。工期は、令和7年11月1日から令和8年7月31日までの計画です。申請地は、宮本東方町地区内に存在する農業公共投資の対象となってい

ない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれではなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第36号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第37号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第37号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の10、11ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、和島地域1件、寺泊地域1件、長岡地域3件、山古志地域1件、栃尾地域1件、越路地域1件の計8件でございます。

1番、島崎の畠について、店舗用駐車場用地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和7年12月31日までの計画です。議案資料29ページに経過説明を掲載しております。申請地は、島崎地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

2番、寺泊野積の田について、先ほど説明した農地法第4条許可申請の2番と関連しておりますが、庭兼通路及び駐車場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料30ページに経過

説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

3番、芹川町の畠について、公民館建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料31ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画の公民館敷地として適正な位置でほかの場所での代替性がないこと、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

4番、滝谷町の畠について、庭敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料32ページに経過説明を掲載しております。申請地のおおむね500メートル以内に岡南小学校と岡南中学校があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

5番、山古志竹沢の田について、養鯉池敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料33ページに経過説明を掲載しております。申請地は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が養鯉池であり、養鯉池に必要な面積など、ほかの場所での代替性がないことから、例外的に許可できるものであります。

6番、滝の下町の田について、住宅建築敷地として利用するため売買による所有権移転をするものです。工期は、令和7年12月10日から令和8年5月30日までの計画です。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

7番、岩田の田について、農業用倉庫建築敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。議案資料34ページに経過説明を掲載しております。申請地は、岩田地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。

8番、槇山町の畠について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和8年7月31日までの計画です。申請地は、槇山町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が分家住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれではなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第37号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第38号 農用地利用集積等促進計画案について

議長 議案第38号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の14ページの内訳表をご覧ください。

最初に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が中間管理権を設定し転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは1件の申出がありました。権利関係は、使用貸借権設定が1件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは1件の申出がありました。権利関係は、使用貸借権設定が1

件となっています。

なお、詳細内容については、議案書の16ページから18ページにて確認をお願いします。

以上、計2件の申出につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第38号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第9号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第9号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長 まず初めに、今月新たに加わった項目についてご説明いたします。

26ページをご覧ください。「認定農業者が行う農業用施設設置（地域計画内）の申出について」とありますが、これは農地法施行規則及び農振法施行規則の改正により、令和7年4月1日から施行となったもので、地域計画内の農地に認定農業者が農業用施設を建設する場合、農地転用許可及び農振法の開発許可が不要となるものです。農地転用許可は不要ですが、手続には申出書及び農地転用許可と同様の添付書類の提出が必要であり、事務局で審査の上、問題なければ許可不要である旨の通知書を交付する流れとなります。また、この施設については地域計画に掲載されます。今回の件については基準に合致しており、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、許可不要として通知書を交付したものです。農地転用の許可不要案件になりますので、今後も議案書の報告事

項として掲載し、委員の皆さんにご報告いたします。

このほかの農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について4件を20ページに、5条の届出について17件を21から25ページに、農地法の適用を受けない事実確認4件を27ページに、18条合意解約について1件を28ページに、利用権の解約について19件を29から32ページに、中間管理権の解約について4件を33ページにそれぞれ掲載しておりますので、ご覧ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第29回総会を閉会いたします。

閉会（午後2時14分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議長

農業委員

農業委員

別紙 出席状況（総会議席表）

(令和7年10月29日現在)

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	佐藤佑美	13	出	本田栄一
2	出	土田米藏	14	欠	駒野亜由美
3	出	董澤哲也	15	出	西巻郁夫
4	出	櫻井正広	16	欠	千野俊輔
5	欠	若井泰志	17	出	馬場義昭
6	出	諸橋昇一	18	出	安達隆幸
7	出	馬場陽子	19	出	坂詰隆
8	出	青柳久雄	20	出	多田好一
9	出	長谷川惣市	21	出	鳥羽若一
10	出	岩本一男	22	出	伊丹なつい
11	出	田中豊	23	出	佐藤辰也
12	出	渡邊義浩	24	出	中野明美
出席委員人			議事録署名委員		
欠席委員人			渡邊義浩 委員		
計			本田栄一 委員		